第５回　千葉県立病院経営改革検討会議 次第

日　時：令和８年１０月６日(火)
１０時００分から
場　所：ペリエホール Room C

１　開　　会

２　病院局長あいさつ

３　議　　事
（１）当面の経営改善

（２）県立病院の経営形態

（３）県立病院の役割・機能

（４）報告書骨子案について

４　閉　　会

千葉県立病院経営改革検討会議　委員

（敬称略、50 音順）

氏名	役職等
今井　俊哉	千葉県医師会長
岩中　督	埼玉県立病院機構理事長
大鳥　精司	千葉大学医学部附属病院長
尾形　裕也	九州大学名誉教授
小栗　一徳	日本公認会計士協会千葉会長
隈本　邦彦	江戸川大学名誉教授
田中　正	君津中央病院企業団企業長
増渕　美恵子	千葉県看護協会長

千葉県出席者名簿

所属	職名	氏名
千葉県病院局	病院局長	山崎　晋一朗
千葉県病院局	副病院局長	伊能　敬之
千葉県病院局経営管理課	経営戦略担当課長	矢野　孝宏
千葉県病院局経営管理課	主幹兼室長	古宮　優
千葉県健康福祉政策課	課長	河内　勝
千葉県健康福祉政策課	副参事兼室長	今野　卓美

千葉県立病院経営改革検討会議設置要綱

（目的）

第１条　県立病院の厳しい経営状況を踏まえ、県立病院として必要な医療提供体制を維持していくためには、病院経営に関する抜本的な改革について検討を進めていく必要があることから、有識者等の意見を聴取することを目的として、千葉県立病院経営改革検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

　なお、検討会議は、地方公営企業法第１４条の規定に基づき、条例により設置される附属機関の性質を有するものではない。

（検討事項）

第２条　検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1)　県立病院の経営改革策について

(2)　その他病院局長が必要と認める事項

（委員）

第３条　検討会議は、１０名以内の学識経験者等の委員で構成する。

２　委員は、病院局長が選任する。

（座長）

第４条　検討会議に座長を置く。

２　座長は委員の同意を得て病院局長が指名する。

３　座長に事故がある時は、病院局長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会議は、病院局長が招集する。

２　検討会議は、必要に応じて開催できるものとする。

３　委員は、やむを得ない場合、代理の者を指定して会議に出席させることができる。

４　座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　検討会議の庶務は、病院局経営管理課が行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は病院局長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年１１月２５日から施行する。

（失効）

この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。